

地方財政法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方財政法施行令の一部改正

一 地方交付税法附則第七条の二の改正による標準財政規模の算定方法の特例の改正を行うこと。（附則第十条から第十二条まで関係）

二 上記標準財政規模の算定方法の特例の改正による赤字限度額の算定方法の特例について規定の整理を行うこと。（附則第十六条から第二十一条まで関係）

第二 附則

一 この政令は、平成三十年四月一日（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）附則第一条ただし書に規定する日）から施行すること。

二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこと。